

# 衆議院国土交通委員会ニュース

平成 23.4.27 第 177 回国会第 10 号

4月27日(水)、第10回の委員会が開かれました。

- 1 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案(内閣提出第61号)  
東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案(内閣提出第62号)
- ・大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取しました。
  - ・大畠国土交通大臣、三井国土交通副大臣、阿久津内閣府大臣政務官、小泉国土交通大臣政務官、津川国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・両案について採決を行った結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、共産、社民、みんな、国民、中島正純君(無))

(質疑者及び主な質疑内容)

## 橋本清仁君(民主)

- ・東日本大震災からの復旧・復興について、大臣の基本的な考え方、決意を伺いたい。
- ・復旧・復興に当たって、物流コストの軽減や被災地の経済復興を図るため、また、今回の震災で堤防の役割を果たすことにもなった高速道路を利用したまちづくりを進めるためにも、東北自動車道や常磐自動車道の高速道路における通行料金を無料化すべきではないか。大臣の見解を伺いたい。

## 谷公一君(自民)

- ・昨26日の衆議院予算委員会における菅総理大臣の「お盆までに、希望者全員が仮設住宅に入居できるようにする」旨の答弁は、政府方針であるとの認識でよいか。
- ・応急仮設住宅の建設用地として、民有地の活用状況はどうなっているか。また、応急仮設住宅の建設用地に農地を利用した場合に、原状回復費用も災害救助法の国庫負担の対象となるのか。
- ・市街地建築制限特例法案により指定される区域内の土地の所有者は、建築制限を受け、経済活動も自由に行えなくなるが、本法律案には補償規定が無い。このような内容の本法律案は、憲法上(例えば、29条の財産権の侵害)の問題はないのか。
- ・過疎地等については、現行法において都道府県が、権限のみならず財源(費用負担)も含め代行する制度がある。公共土木施設復旧代行法案において、権限の代行だけでなく、その工事費用についても国・県が負担することとらなかった理由は何か。
- ・平成23年度補正予算や現在提出されている特別立法において、三陸鉄道の復旧費用の補助等が規定されなかつ

た理由は何か。予算措置だけでなく、三陸鉄道の復興を支援する仕組みの創設が必要ではないか。

## 高木陽介君(公明)

- ・東日本大震災からの復興のため、東北地方の高速道路料金については、無料化を検討すべきと考える。その方法として、東北地方のインターチェンジで乗り降りする車両については、料金所で料金を徴収しない仕組みとすることを提案したいが、これは可能か。
- ・高速道路料金を無料化することで国を挙げて東北地方を応援している、というメッセージを発するべきだと考えるが、大臣の所見を伺いたい。
- ・今回の地震による津波で流出した三陸鉄道等の鉄道施設の復旧のためにも、新たな支援制度を検討するべきではないか。

## 穀田恵二君(共産)

- ・東日本大震災による地盤沈下対策については、自治体と検討を行った上で、国が代行することも考慮しつつ、早急な応急措置及び恒久策を実施するべきではないか。
- ・公共土木施設復旧代行法案に基づく工事や資材の発注に当たっては、復興支援の観点からも地元事業者に配慮するべきではないか。
- ・応急仮設住宅の建設が遅れていることから、建築制限地域内の住民が自分の土地に仮設の住宅を建設する場合もある。これらの住民の居住の安定確保の観点から、建築制限の適用は、柔軟に対応するべきではないか。

## 中 島 隆 利君（社民）

- ・公共土木施設復旧代行法案が適用された場合、国の代行による災害復旧事業と地方自治体独自の復興事業をどのように両立させていくのか。また、国の代行による災害復旧事業等はいつまで続くのか。
- ・宮城県牡鹿での約 1.2mの地盤沈下のように東北地方の太平洋沿岸地域において地盤沈下が確認されている。国土交通省としては、今後、地盤沈下による冠水対策と沿岸部の復旧対策をどのように進めていくのか。
- ・平成23年度補正予算に計上されている公共事業直轄負担金550億円の具体的内容を伺いたい。また、平成23年度予算の公共事業費と施設整備費の5%留保分は、どのような扱いなのか。

## 柿 澤 未 途君（みんな）

- ・石巻市在宅被災者健康調査（ローラー作戦）によると、約 1,400 世帯が津波等で被害を受けた住宅に住んでおり、再度の地震及び津波による被害が懸念される。国として、被災住民の実態調査を実施し、対策を講ずるべきではないか。
- ・建築基準法第 39 条に基づく条例による災害危険区域の指定について、岩手県宮古市は、解除の見通しがないため、指定はしない意向を表明しているが、解除する場合の要件は何か。また、今回の市街地建築制限特例法案により、災害発生日から最長で 8 か月、指定した区域の建築制限ができるが、8 か月経過後の建築制限の延長はあり得るか。